

被告 遠藤千尋

F A C T S	請求原因 (X の主張)		抗弁 (Y の主張)		X の反論		Y の再反論	
	記号	指示事項に該当する記事内容	指示事項	Y : 指示事項が事実の指示か意見ないし論評かの別	Y : 主要事実が真実であることを推認させる事情 (意見ないし論評であれば、意見ないし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認させる事情)	書面=[] 証拠=()	X : 主要事実が真実であることを推認を妨げる事情 (意見ないし論評であれば、意見ないし論評の前提とする事実が重要な部分について真実であることを推認を妨げる事情)	証拠 Y : X の反論に対する再反論 書面=[] 証拠=()
F A C T S 3	ア	「奈良市土木管理課は、村田養豚場 (村田畜産/村田商店) により奈良市の認定市道が占拠されていることを知りながら敷地境界が画定していないことを理由にいっさい何もしようとしません。」(29頁本文1行目~4行目)		事実の指示	(100)当該記述の根拠については本件記事中に記載がある。 【被②2頁(甲229-30頁、乙132)		(33)被告が、原告が「不法占拠」していると主張する「公道」は、原告もまた、養豚場に飼料等を運搬するためのトラック等の通行の用に供している。朝の8時30分~9時30分、昼の12時30分~13時30分の2回、10分程度、飼料等の積み卸し作業のために、「公道」上にトラック等を停止させることがある。したがって、原告は、「公道」を「常に」占拠しているものでない。乙59、乙129は、その1日以内での鑑かの積み卸し時間をねらって、写真撮影されているに過ぎない。そして、「不法占拠」か否かは、原告の使用態様と、「公道」の他者の使用状況及び使用の必要性との比較によって判断されるべきところ、後記(34)のとおり、「公道」の他者の使用状況及び使用の必要性からして、原告が「公道」を「不法占拠」している、などと評価されるべきではない。	(165)乙第59号証及び乙129号証にある54枚の写真のうち、飼料等の積み下ろし作業をしていると原告が主張する、朝の8時30分から9時30分の間、あるいは、昼の12時30分から13時30分の間に撮影された写真は7枚のみであり、村田養豚場では、日中断続的かつ頻りに、市道上で重機を用いた作業などが行われている。 【被②2頁(乙133、乙134、乙135、乙1222頁1枚目の写真、乙101の3)
	イ	「奈良市の公道である村田養豚場の敷地の間にある里道を、村田養豚場が不法に占拠している」(29頁5行目~6行目)		意見ないし論評	(88) (101)村田養豚場の敷地の間にある木津川市道「加2092号線」は、道路法及び道路交差法の適用を受ける認定市道であるから、木津市長の許可なく路上で作業することは、道路交差法第77条に反する。 【被②24頁】 (102)村田養豚場の放し飼いの犬及び村田養豚場が飼付している野犬は通行の妨げとなっている。 【被④44-45頁、被②29頁、被④15-16頁(乙68頁、乙42:1頁、乙60、乙122:3頁1枚目の写真、乙128)	(34)そもそも、被告の主張する「公道」は、原告が養豚場を始めた平成8年当時から、精々、年に2、3組の浄瑠璃寺方面への散歩客が通る程度の頻度しか使用されていなかった。浄瑠璃寺等への参拝客は99.999%、京都木津川市側の府道752号線からアクセスする。そして、それは、当時から現在まで変化していない。養豚場を通過して細い山道に入った後も、暫く歩かなければ、浄瑠璃寺方面の看板は存しない。そこで、「公道」を通過しようとする観光客は、必ずと言ってよいほど、道に迷い、養豚場作業中に、浄瑠璃寺方面への道を尋ねる。道を指示してもわかる人は少なく、引き返すために、養豚場作業中は、その態度、バス停まで送ってあげてきた。そのような他者の「公道」の通行状況からして、原告の「公道」の使用を「公道」の「不法占拠」などと評価されることはない。	(166)村田養豚場の敷地の間を抜ける道は、浄瑠璃寺付近から中ノ川町あるいは奈良市街地へ向かう最短経路である。言うまでもなく山間部にも暮らしがあり、徒歩によるものも含め、人々の行き来があるものであって、道の役割は観光地へのアクセスにのみ求められるものではない。 【被③3頁(甲19)	
	ウ	「厳然たる事実として、村田養豚場では今や日常的に公道が作業場となっており、公道の不法占拠が続いています。」(31頁7行目~8行目)		「村田養豚場では今や日常的に公道が作業場となっており」=事実の指示 「行動の不法占拠が続いています」=意見ないし論評	「村田養豚場では今や日常的に公道が作業場となっており」=事実の指示 「行動の不法占拠が続いています」=意見ないし論評	(103)原告が物理的に市道の通行を妨げていた期間だけを数えても、その合計は実に14年におよぶ。また原告による犬の放し飼いは1990年代から現在に至るまで続いている。元の市道が掘削工事によって原告に跡形もなく壊された上に、その後もこれだけの期間にわたり、原告が市道の通行を妨げてきたわけであるから、たとえ村田養豚場周辺の市道が荒廃していたとしても、その責任の大部分は原告にあると言える。 【被④10-14、46-47頁、原告訴状8頁(甲55-6頁、乙67-15、21-34頁、乙70:1乃至3、乙42:1頁)】 (107)木津川市加茂町西小地区では、現在でも毎年9月に、浄瑠璃寺から赤田川近くの林の出口付近までは、市道の草刈りをして、次の夏まで歩行に支障がないよう道を整備している。しかしその先の、原告が平らにした土地を通る市道については、原告が放し飼いにしている犬が多数寄ってくるため、草刈りを断念し引き返している。 【被④47頁、被②20頁(乙61)		
	エ	「原告は、養豚場の敷地にある里道を、恒常的な重機、トラックの往来や、養豚場の作業場とすることにより違法に占拠している。また、他人地にも犬小屋や山小屋といった施設を建てており、さらに残飯の処理が不十分なため、カラスの大量繁殖等が起り、周辺の田畑に被害が及んでいる。」		原告による違法な公道の占拠原因となり、「浄瑠璃寺南口」バス停は、「中ノ川東」バス停へと改称せざるを得なくなった。	行政は、原告の違法行為を認識しながら、何も対応をしようとしていない。	(106)原告が物理的に市道の通行を妨げていた期間だけを数えても、その合計は実に14年におよぶ。また原告による犬の放し飼いは1990年代から現在に至るまで続いている。元の市道が掘削工事によって原告に跡形もなく壊された上に、その後もこれだけの期間にわたり、原告が市道の通行を妨げてきたわけであるから、たとえ村田養豚場周辺の市道が荒廃していたとしても、その責任の大部分は原告にあると言える。 【被④10-14、46-47頁、原告訴状8頁(甲55-6頁、乙67-15、21-34頁、乙70:1乃至3、乙42:1頁)】 (107)木津川市加茂町西小地区では、現在でも毎年9月に、浄瑠璃寺から赤田川近くの林の出口付近までは、市道の草刈りをして、次の夏まで歩行に支障がないよう道を整備している。しかしその先の、原告が平らにした土地を通る市道については、原告が放し飼いにしている犬が多数寄ってくるため、草刈りを断念し引き返している。 【被④47頁、被②20頁(乙61)		
	オ	「常に重機やトラックが公道上を右往左往し、公道の真ん中で従業員が豚の工さとなる残飯の仕分けなど行っています。」(32頁左上部)				(108)「常に」という言葉は必ずしも「恒常的に」ということを意味しない。被告は、本文中では「常に」に該当する表現を「日常的に」と記述している。 【被③3頁(甲231-32頁)】		
	カ	「標の向こうは他人地ですが、村田養豚場により犬小屋や小屋が建てられています。」(33頁左上部3行目~5行目)				(4)乃至(18)(27)		
	キ	「残飯の扱いが不十分なため、この付近ではカラスが大量に繁殖し、近隣の田畑を荒らしています。」(33頁右上部1行目~3行目)				(109)原告の不十分な飼の管理が、村田養豚場周辺に異常な数のカラスが繁殖していることと無関係であるとは、およそ考えられない。なお、村田養豚場から、東鳴川町の田畑までは200mと離れていない。被告は、実際に東鳴川町の畑で、防鳥ネットをくくり抜け、作物を荒らしているカラスを目撃しているが、そうしたカラスが、村田養豚場に集まっているカラスとは全く別のカラスだと考える方が、困難である。なお原告は、防鳥ネットを設置していない。 【被②26頁、被②9-10頁、15頁(乙56、乙31:(1)-(3)(18)-(24)、乙100の1乃至4、乙127)	(35)乙56、乙100、乙127で、カラスが養豚場に集まっている写真が提出されているが、カラスは、餌を求めて集まるのだから、養豚場に集まったとしても何ら不思議ではない。カラスが近隣の畑を荒らしているか否かは不知であるが、仮に荒らしているとするならば、その畑にカラスの食物があるからだけのことである。養豚場によってカラスが異常繁殖したとする根拠はなく、むしろ、養豚場に餌を求めてカラスが集まれば、近隣の畑で食物を求めカラスは減少するとも言える。いずれにしても、養豚場とカラスによる畑被害の因果関係は認められない。	
	ク	「つまり、公道であるはずの里道が敷地の一部しか見えないという状況ということ。それも長年親しまれたバス停名を変えなければならぬほどの状況です。このような状況を公道の占拠・占用と言わずになんと言うのでしょうか。違法な公道占拠が放置されていることを示す重要な証言です。」(46頁21行目~24行目)				(110)原告の苦情が発端となって、奈良交通「浄瑠璃寺南口」バス停は改称されたのであるから、本件記事に、原告が原因となって、バス停名が改称されると受け取れる記述があるとしても、その記述は何ら虚偽ではない。 【被②28-28頁、原告訴状9頁6-7行目(乙101の1乃至3)】 (111)過去の村田養豚場を思い起こすだけでも、養豚場があることそれ自体が、一般人をして、隣接する道を通行しにくいと感じさせるということはないと言える。 【被②28頁】 (112)飼養衛生管理基準が求める通り、もし原告が里道と敷地を柵や仮柵などで明確に区分し、かつ、作業用重機が公道を通過することなしに、作業が敷地内のみで完結するよう、作業工程あるいは建物の配置を見直せば、奈良交通が「現在は養豚場があり行くことは出来ません」、「道が途中で養豚場の敷地内に入ると、作業用の重機も往来しており、だれが見ても『これ以上奥へ進めない』」と指摘した状況は、解消されると考えられる。 【被②29頁(乙101の1及び3)】 (113)木津川市道から容易に豚舎の中が見えるような状態となっている村田養豚場の光景は、「道が途中で養豚場の敷地内に入ると見られるも仕方のないものである。」 【被②29頁(乙100の2)】 (114)株式会社都市景観設計と木津川市文化財保護課が編集、執筆を担当した、令和元(2019)年8月19日発行の「特別名勝及び史跡 浄瑠璃寺庭園 保存修理事業報告書II(保存修理工事編)」の「第5章 今後の課題」に、「2 活用上の課題」として、「奈良県側の悪質な土地利用による古道の実質的な封鎖」が挙げられている。 【被②29頁(乙102)】 (115)被告の言う「公道の占拠」、奈良交通の言う「だれが見ても『これ以上奥へ進めない』状況」、浄瑠璃寺庭園保存修理事業報告書の言う「古道の実質的な封鎖」、表現は違えど、これらが言わんとする状況は、いずれも同じであり、被告の意見は取り立てて特異なものではない。 【被②29頁(甲2、乙101の3、乙102)】		

甲18、甲19